

下野市告示第47号

下野市定住促進のための家庭菜園整備事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年 3月29日

下野市長 広瀬 寿雄

下野市定住促進のための家庭菜園整備事業実施要綱の一部を改正する要綱

下野市定住促進のための家庭菜園整備事業実施要綱（平成27年下野市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第5条中「東京圏から」を「東京圏を転出した日から起算して3年以内に」に改める。

第6条中「転入日から起算して1年」を「東京圏を転出した日から起算して3年」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。